

# 共和自治会子どもの広場管理運営規程

2014年2月27日

(趣旨)

第1条 この規程は共和自治会が設置する子どもの広場の管理及び運営について必要な事項を定める。

(名称)

第2条 子どもの広場の名称は、「共和自治会子どもの広場」(以下「広場」という)と称する。

(設置目的)

第3条 地域の子どもの健康増進等多目的に使用するため、広場を共和2丁目1855番地-1に設置する。

(開場時間)

第4条 広場の開場時間は夏冬通じて午前7時から午後5時までとする。ただし、管理者が必要と認めるときはこの限りでない。

(引率等)

第5条 青少年団体、子ども会等が広場を使用するときは、指導者、育成者等が引率し、幼児が広場を使用する場合には、保護者等が付き添わなければならない。

(広場の専用使用)

第6条 管理者は次の各号の一に該当するときは、広場を継続して専用使用させることができる。

- (1) 管理者が主催・後援し又は協賛する行事に使用するとき
- (2) 管理者が補助育成している団体等の行事に使用するとき
- (3) その他管理者が必要と認めるとき

(禁止行為)

第7条 広場を使用する者は次の掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷、破損又は汚損すること。
- (2) 張り紙又は広告を表示すること。
- (3) 植物を採取し、樹木を伐採し、又は枝葉を折ること。
- (4) 物品等の販売、募金その他これらに類する営利を目的として利用すること。
- (5) 興行をすること。
- (6) 展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (7) 花火、キャンプ等火気を使用すること。
- (8) 犬を散歩させること。
- (9) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (10) その他広場を第3条に規定する目的以外に使用すること。

2 別添看板文に示した遵守事項が守られないとき

(使用上の注意)

第8条 広場を使用する者は次に掲げる事項に注意して、広場を使用しなければならない。

- (1) 広場の使用に当たっては、事故の無いよう十分注意すること。
- (2) 広場を使用した後は整備を行うこと。
- (3) 使用した器具等はきちんと倉庫に収納し、整理整頓すること。
- (4) 使用后、ゴミ等はすべて持ち帰ること。

(損害賠償等)

第9条 広場を利用した者が、広場の付属設備、備品などを損傷したときは、その損害を賠償すること。

2 広場区域外の建物や車両等に損傷を与えた場合も同様とする。

3 広場区域内において広場を利用した者が人的、物的事故等を生じた場合は自己責任とし自治会はその責めを負わない。

(管理運営委員会の設置と組織)

第10条 広場の円滑な運営を図るため管理者は管理運営委員会(以下「委員会」という)を設置するものとし、管理運営委員は自治会役員から選出する。

2 運営委員(管理者)は自治会三役、各部部長、千歳会役員及び子供育成会役員とし、任期は自治会規則に準ずる。

(役員及び任務)

第11条 委員会の委員長は自治会長、副委員長は体育部担当副会長、会計は自治会会計、監査は自治会監事がそれぞれ兼務する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会計は自治会会計で処理する。
- 5 監事は財産の状況、各委員の業務の執行状況及び会計を監査する。

(委員会の招集等)

第12条 委員会には必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(所掌事項)

第13条 委員会は次に掲げる事項を行う。

- (1) 子どもの広場の事業計画及び事業実施
- (2) 子どもの広場の管理及び施設修繕
- (3) 関係諸団体との連携及び調整
- (4) 前各号に掲げるものの他に必要と認められる事項

(疑義等の解決)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会が協議のうえ定める。

(使用料)

第15条 原則として無料とする。

(事業年度)

第16条 広場の事業年度は毎年3月1日から2月末日を事業年度とし、自治会に報告する。

(経費)

第17条 広場は自治会の経費をもって運営する。

附則 この規程は平成26年4月1日から施行する。

## 別添 看板文

### 共和自治会子どもの広場

ここはみんなの広場です。 広場を使用するときの注意

- まわりの人がめいわくになることは禁止します。
- かたいボールでの遊びやキャッチボール、サッカーは禁止します。
- ごみのなげすてはしないで持ち帰ることとし、花火や火遊びは禁止します。
- いぬなどのペットは広場内に入れることを禁止します。
- 事故防止のため、バイクの乗り入れは禁止します。
- 自治会員以外の利用はご遠慮願います。

平成26年4月 自治会法人 共和自治会